

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲) (1) (表面)
 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 石印製版費徴収表 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

平成25年 7月 9日

あて先 〒310-8511 水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働局労働保険特別会計歳入徴収官 宛

32700

08101081112-301

771

3

24年4月1日から平成25年3月31日まで

25年4月1日から平成26年3月31日まで

65,700

19,956

46,720

19,956

26,764

26,764

海外派遣

水戸市北見町1-11

株式会社

代表取締役 太郎

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

30840 茨城労働局 00075281

08101081112-301

7-25 7-25

62

310-0061 水戸市北見町1-11 株式会社

25 24

株式会社

海特様式第1号 第3種特別加入保険料申告内訳 (海外派遣者)

給付基礎日額	保険料算定基礎額	平成24年度確定保険料		平成25年度概算保険料	
		特別加入者数	保険料算定基礎額計	特別加入者数	保険料算定基礎額計
20,000円	7,300,000円				
18,000円	6,570,000円				
16,000円	5,840,000円	1	3,406,669		
14,000円	5,110,000円				
12,000円	4,380,000円			1	4,380,000
10,000円	3,650,000円	2	7,300,000	2	7,300,000
9,000円	3,285,000円				
8,000円	2,920,000円	1	730,002		
7,000円	2,555,000円				
6,000円	2,190,000円				
5,000円	1,825,000円				
4,000円	1,460,000円				
3,500円	1,277,500円				
小計		2人	7,300,000円	3人	11,680,000円
		2人	4,136,671円		
合計		2人	11,436,671円	3人	11,680,000円
保険料算定基礎額総計	①		11,436千円	②	11,680千円
第3種特別加入保険料率	③		1,000分の4	④	1,000分の4
保険料額	①×③		45,744	②×④	46,720

上記のとおり報告します。 (郵便番号 310-8511) 電話(029)-(224) ××××番

平成25年 7月 9日

住所 水戸市北見町1-11 株式会社 ○△ 代表取締役 ○△ 太郎

茨城労働局労働保険特別会計歳入徴収官 宛

別紙様式第1号 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

平成24年度分 1枚のうち1枚目

整理番号	特別加入者氏名	給付基礎日額	当該保険料算定期間における特別加入期間	特例による理由	加入月数	1月分の保険料算定基礎額	特例による保険料算定基礎額
2	山 〇男	16,000円	24年4月1日～24年10月20日	② 既退、自動消滅等	7	486,667	3,406,669
4	川 〇太	8,000円	24年1月10日～25年3月31日	① 加入	3	243,334	730,002
計	2人						4,136,671円

上記のとおり報告します。

記載例 平成24年度確定：保険料算定基礎額 (一年間加入者)

整理番号 1. さん 10,000 3,650,000円
 整理番号 3. 木さん 10,000 3,650,000円
 A・計 7,300,000円

(年度中途脱退、加入者)・月割早見表を参照して下さい

整理番号 2. 山さん 16,000 3,406,669円 (7ヶ月加入)
 整理番号 4. 川さん 8,000 730,002円 (3ヶ月加入)
 B・計 4,136,671円
 算定基礎額総計 A+B 11,436,671円

平成25年度概算：保険料算定基礎額

整理番号 1. さん 10,000 3,650,000円
 整理番号 3. 木さん 10,000 3,650,000円
 整理番号 4. 川さん 12,000 4,380,000円
 算定基礎額総計 11,680,000円

海特様式第2号 第3種特別加入保険料申告内訳名簿 (海外派遣者)

平成24年度 平成25年度

① 平成24年度整理番号	② 特別加入者(派遣者)氏名	③ 派遣者区分	④ 派遣先国名	⑤ 平成24年度給付基礎日額	⑥ 平成25年度給付基礎日額	⑦ 平成25年度整理番号
1	山 〇男	協 ②	*****	10,000	10,000	1
2	山 〇男	協 ②	*****	16,000		
3	木 △美	協 ②	*****	10,000	10,000	2
4	川 〇太	協 ②	*****	8,000	12,000	3

上記のとおり報告します。 (郵便番号 310-0061) 電話(029)-(224) ××××番

平成25年 7月 9日

住所 水戸市北見町1-11 株式会社 ○△ 代表取締役 ○△ 太郎

茨城労働局労働保険特別会計歳入徴収官 宛

4. 海外派遣と海外出張の区別について

国内の事業場で就労していた方が海外で業務に従事するケースにはさまざまなものがありますが、大きく区分すると、「海外出張」の場合と「海外派遣」の場合が考えられます。

- 「海外出張」の場合は、海外出張者に関して何ら特別の手続きを要することなく、所属する国内の事業場の労災保険により給付を受けられますが、一方「海外派遣」の場合は、海外派遣者に関して特別加入の手続きを行っていないければ、労災保険による給付を受けられないことになります。
- 「海外出張」と「海外派遣」との区別については、「海外出張者」とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務する方であり、「海外派遣者」とは、海外の事業場に所属して、当該事業場の使用者の指揮に従って勤務することになる方と定義され、これらは勤務の実態によって総合的に判断されることとなります。

海外出張と海外派遣のケースを一般的に例示すると次表のようなものとなります。

区分	海外出張の例	海外派遣の例
業務内容	1 商談	1 海外関連会社（現地法人、合併会社、提携先企業等）に出向する場合
	2 技術・仕様等の打合せ	2 海外支店、営業所等へ転勤する場合
	3 市場調査・会議・視察・見学	3 海外で行う据付工事・建設工事（有期事業）に従事する場合（統括責任者、工事監督者、一般作業員等として派遣される方）
	4 アフターサービス	
	5 現地での突発的なトラブル対処	
	6 技術習得のために海外に赴く場合	

特別加入保険料算定基礎額表(月割早見表)

給付基礎 日額	保険料算 定基礎額	特例の 1/12の額	加入期間別の保険料算定基礎額									
			2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

平成25年度

労働保険年度更新のしおり

1. 第3種特別加入者（海外派遣）の年度更新事務処理について

- 平成24年度の確定申告
 - 前年度より引続き継続加入した者及び平成24年度の新規・年度中途加入、脱退した者について確定し、精算を行います。
- 平成25年度の概算申告
 - 平成24年度からの継続者及び平成24年度の新規加入者により算定し、申告を行います。
 - なお、新規加入希望者は、加入申請の翌日又は14日以内の希望する日が承認日となるため、早めに特別加入に関する変更届(様式第34号の12)、海外派遣に関する報告書(特様式第5号)を所轄監督署を経由して労働局長へ提出し、承認を受けてください。
- 特別加入者の保険料
 - 海外派遣者として特別加入した場合は、第3種特別加入保険料を納付しなければなりません。保険料の額は、特別加入者に係る給付基礎日額に対応して定められている保険料算定基礎額に保険料率を乗じて得た額となっています。なお、年度途中で新たに特別加入した場合や脱退した場合には、当該年度内の特別加入月数に応じた保険料算定基礎額により保険料を算定することとなります。

2. 年度更新申告の提出書類について

- 年度更新申告書 **納付書は金融機関へ(口座振替は除く)**
- 第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)
- 特例計算対象者内訳 **年度中途加入者・脱退者がいる場合に提出**
- 第3種特別加入保険料申告内訳名簿(海特様式第2号)

以上について、次ページ見開きの記入例を参照して作成の上、期限内に提出してください。

3. 特別加入の範囲について

海外派遣者として特別加入をすることができる範囲は、以下のとおりです。

- 国際協力事業団等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除きます。）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者。
- 日本国内で行われる事業（有期事業を除きます。）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業等海外で行われる事業に従事する労働者。
- 日本国内で行われる事業（有期事業を除きます。）から派遣されて、海外にある別表1に定める数以下の労働者を常時使用する事業に従事する事業主及びその他労働者以外の者。

派遣される事業の規模の判断については、海外の各国ごとに、かつ、企業を単位として判断します。例えば、日本に本社があって海外に事業場をもつ企業の場合には、日本国内の労働者も含めると総数では別表1の規模を超える場合であっても、派遣先のそれぞれの国ごとの事業場において別表1の規模以内であれば特別加入することができます。

別表1

業種	労働者数
金融業・保険業 不動産業・小売業	50人
卸売業・サービス業	100人
上記以外の業種	300人